

勤務医の長時間労働及び無給医問題について速やかな是正を求める決議

勤務医の過酷な長時間労働はよく知られているところであり、過労死等の事件も多く、その是正が強く求められる業種である。にもかかわらず、2018年の労働基準法改正によって創設された法定時間外労働に対する上限規制について、勤務医は2024年まで適用猶予とされ、その後も特別の規制に服するものとされた。その特別の規制について、厚生労働省は、一般勤務医（診療従事勤務医）について、例外として月100時間未満、年間960時間の上限を認め、地域医療や臨床研修医・専門研修については年間1860時間の時間外労働を可能とする極めて危険な内容を検討している。勤務医も労働者であり、「働き過ぎると心身に危険を及ぼす」という事実を直視したうえで、通常の労働者と同様の時間外労働等の上限規制が適用されなければならない。

他方、大学病院等で診療行為等に「無給」で従事する医師が多くいることも明らかになった。文部科学省が公表した「大学病院で診療に従事する教員等以外の医師・歯科医師に対する処遇に関する調査」によれば、50病院2191人の「無給医」の存在が明らかになったのである。しかし、この調査は大学病院側だけに回答を求め、その趣旨が不明な回答も多数含まれるものであり、「無給医」の実態は依然不明と言わざるを得ない。日本労働弁護団が医師ユニオンと共同で実施したホットラインでは、大学付属病院の大学院生を中心に、診療行為に従事しているにもかかわらず、完全に無給、又は不十分な手当しか支払われていないという相談が多く寄せられた。そのような「無給」状態であるため、アルバイトで生計を立て、結果として長時間労働化したり研究活動等に支障が出たりしている例もある。

優越的な地位を利用して「無給」としながら診療行為に従事させることは、もはや奴隷的拘束であって許されるものではない。もっとも、完全に無給とされている例はむしろ少数であって、不十分な手当が支払われている例が多数と思われる。そのような報酬を支払いながら、診療行為に従事させている場合は、研究等を行う「大学院生」であろうと労働者であることは明らかである。使用者である各病院は、「無給医」に診療行為に従事させたうえで診療報酬等の利益を得ているにもかかわらず、「無給」としていることは明白な法違反であることを認め、従前の未払賃金を速やかに支払うとともにその違法な取り扱いを是正しなければならない。また、厚生労働省は、労働関係諸法規を扱う省庁として、無給医問題について責任を持って実態を調査したうえで、各病院に対して速やかに是正を求めなければならない。

勤務医の長時間労働、無給医問題は、我が国の医療現場では、労働時間と賃金という労働者保護の基本が無視されていることを示している。日本労働弁護団は、今後も勤務医の長時間労働、無給医問題の速やかな是正を目指し、各病院や厚生労働省等への働きかけを含めて活動を続けることを確認し、ここに決議する。